

## 業務メニュー

- 東京都公報特定調達公告版
- 年間発注予定情報
- 発注予定情報
- 入札(見積)経過情報
- 入札結果一覧
- 競争入札参加有資格者名簿
- 入札参加資格関係



モバイル版は、発注予定情報と入札（見積）経過情報に対応しています。

## 関連ページへ

- [電子調達システム\(TOP\)](#)
- [電子入札](#)

## 発注予定表

項目	項目内容			
契約番号	05-00425			
業種	0700 建築工事	分野		
希望受付業種	希望受付業種 1	0700 建築工事	分野 1	
	希望受付業種 2		分野 2	
	希望受付業種 3		分野 3	
件名	【電子】令和5年度海の森公園トイレ兼休憩所新築工事			
履行場所	東京都江東区海の森三丁目地内			
概要	トイレ兼休憩所新築 1棟			
履行期間	契約確定の日の翌日から令和6年11月28日まで			
契約方法	希望制指名競争入札			
予定価格(税込)	252,263,000円（消費税率10%）			
発注等級	B			
受付等級	A,B,C			
その他				
公報掲載日				
開札予定日時	令和6年1月11日 9時00分			
契約書種別	紙契約案件			

## 業務メニュー

- 東京都公報特定調達公告版
- 年間発注予定情報
- 発注予定情報
- 入札(見積)経過情報
- 入札結果一覧
- 競争入札参加有資格者名簿
- 入札参加資格関係



モバイル版は、発注予定情報と入札（見積）経過情報に対応しています。

## 関連ページへ

- 電子調達システム(TOP)
- 電子入札

希望申請期間	令和5年11月13日 8時00分から令和5年11月17日 15時00分
希望備考	* 希望票は、受付期間中の8時から21時まで(最終日は15時まで)に東京都電子調達システム(電子入札)により提出すること。
希望申請場所	東京都電子調達システム(電子入札)
担当局部課	港湾局東京港管理事務所港務課
担当者	契約担当
連絡先	03-5463-0215
配布資料等	 <a href="#">調査基準価格及び最低制限価格の設定範囲の見直しについて</a>  <a href="#">配置予定技術者関係</a>  <a href="#">工事の入札を辞退する際の積算内訳書提供のお願い</a>  <a href="#">一次下請け契約の社会保険等未加入対策の徹底について</a>  <a href="#">入札契約手続きにおける書類への押印の取扱いについて</a>
発注予定備考	<p>①入札情報サービスに掲載されている【電子入札用】工事請負等競争入札等参加者心得(その2)を確認すること。</p> <p>②図面、積算内訳書等の発注図書は案件公表時より、本件に希望票を提出可能な事業者を対象に公表する。電子入札にログインした上で当該案件の「案件情報詳細」よりダウンロードすること。なお、不明な点は東京都電子調達システムヘルプデスクに問い合わせること。</p> <p>③本件では最低制限価格を新基準(令和5年1月16日)で算定し、予定価格の7.5/10以上9.3/10以下で設定する。詳細は別添「調査基準価格及び最低制限価格の設定範囲の見直しについて」のとおり。</p> <p>④特例監理技術者の配置 本工事は、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事」である。</p> <p>⑤見積金額が予定価格を超過したことを理由に入札を辞退する際は、積算内訳書のご提出をお願いいたします。</p> <p>⑥下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めること。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること。《受注者の責務について(公共工事の品質確保の促進に関する法律第8条)》</p>

### 業務メニュー

- 東京都公報特定調達公告版
- 年間発注予定情報
- 発注予定情報
- 入札(見積)経過情報
- 入札結果一覧
- 競争入札参加有資格者名簿
- 入札参加資格関係



モバイル版は、発注予定情報と入札（見積）経過情報に対応しています。

### 関連ページへ

- 電子調達システム(TOP)
- 電子入札

	<p>⑦指名通知:令和5年11月28日(火曜日)の午後を予定</p> <p>⑧本件の工事主管課:東京都東京港管理事務所臨海地域管理課</p> <p>⑨契約担当:東京都東京港管理事務所港務課契約担当</p> <p>⑩所在地:〒108-0075東京都港区港南三丁目9番56号</p>
希望申請要件 - 1	<p>● 希望票提出時点で直近3か月以上の雇用関係を有する技術者を選任すること。また、技術者の種別に応じて、以下の書類の写しを希望票の添付ファイルにより提出すること。これにより難しい場合は郵送または持参(希望締切日必着)により契約担当に提出すること。詳細は別添「監理技術者等の資格又は雇用関係の確認について」のとおり。</p> <p>(A)監理技術者を選任する場合→監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証または資格者証裏面に貼付されたシール</p> <p>(B)主任技術者を選任する場合→雇用関係が確認できる書類</p> <p>(C)専任技術者の兼務を希望する場合→専任を必要とする主任技術者の兼務申請書</p> <p>● 上記(C)により兼務申請書(写)を提出した者は、開札日の積算内訳書提出時までの間に、兼務を希望する二つの工事主管部署の確認を受けた兼務申請書の正本を、持参または郵送にて契約担当に提出すること。</p>
希望申請要件 - 2	業種「0700 建築工事」の等級A、BまたはCのいずれかに登録があり、かつ建設業法第3条に基づく特定建設業の許可を受けていること。
希望申請要件 - 3	東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項に基づく排除措置期間中でないこと。
希望申請要件 - 4	入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者(東京都建設工事等(物品買入れ等)競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に該当する者)は入札に参加できません。
希望申請要件 - 5	当所発注工事案件への希望申請は、同一希望申請期間において1者1件のみとさせていただきます。
希望申請要件 - 6	

◀ 案件一覧画面へ戻る

## 業務メニュー

- 東京都公報特定調達公告版
- 年間発注予定情報
- 発注予定情報
- 入札(見積)経過情報
- 入札結果一覧
- 競争入札参加有資格者名簿
- 入札参加資格関係



モバイル版は、発注予定情報と入札（見積）経過情報に対応しています。

## 関連ページへ

- 電子調達システム(TOP)
- 電子入札

## 業務メニュー

- 東京都公報特定調達公告版
- 年間発注予定情報
- 発注予定情報
- 入札(見積)経過情報
- 入札結果一覧
- 競争入札参加有資格者名簿
- 入札参加資格関係



モバイル版は、発注予定情報と入札（見積）経過情報に対応しています。

## 関連ページへ

- 電子調達システム(TOP)
- 電子入札

## 発注予定表

項目	項目内容		
契約番号	05-00182		
業種	0700 建築工事	分野	
希望受付業種	希望受付業種 1	0700 建築工事	分野 1
	希望受付業種 2		分野 2
	希望受付業種 3		分野 3
件名	【電子】東京都動物愛護相談センター（R5）事務棟及び業務棟屋上・外壁改修工事		
履行場所	東京都世田谷区八幡山二丁目9番11号		
概要	(1)業務棟 RC造2階建て 延床面積約450㎡ (2)事務棟 RC造3階建て 延床面積約400㎡ (3)上記2棟の外壁改修及び屋上改修工事一式 (4)※一部内部改修・建具改修工事含む。		
履行期間	契約確定の日の翌日から令和6年8月30日まで		
契約方法	希望制指名競争入札		
予定価格(税込)	47,187,800円（消費税率10%）		
発注等級	D		
受付等級	D		
その他			
公報掲載日			

### 業務メニュー

- 東京都公報特定調達公告版
- 年間発注予定情報
- 発注予定情報
- 入札(見積)経過情報
- 入札結果一覧
- 競争入札参加有資格者名簿
- 入札参加資格関係



モバイル版は、発注予定情報と入札（見積）経過情報に対応しています。

### 関連ページへ

- 電子調達システム(TOP)
- 電子入札

開札予定日時	令和6年2月2日 11時00分
契約書種別	紙契約案件
希望申請期間	令和5年12月26日 11時00分から令和6年1月5日 16時00分
希望備考	
希望申請場所	電子調達システムから希望申請をしてください。
担当局部課	保健医療局総務部総務課
担当者	黒田
連絡先	03-5320-4025
配布資料等	 <a href="#">01 申込方法及び注意事項</a>  <a href="#">02 予定価格の事後公表及び関連する施策の実施について</a>  <a href="#">03 調査基準</a> <a href="#">価格及び最低制限価格の設定範囲の見直しについて</a>  <a href="#">04 希望票提出時注意事項・監理技術者等</a>  <a href="#">05 告知</a> <a href="#">要求制限に伴う健康保険被保険者証の取扱い</a>
発注予定備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本件は予定価格事前公表の案件です。 予定価格は消費税10%を含んでいます。</li> <li>○ 最低制限価格は、令和5年1月16日公表分から適用の基準で算定し、予定価格の7.5/10から9.3/10までの範囲で設定します。詳細は別添「調査基準価格及び最低制限価格の設定範囲の見直しについて」のとおり。</li> <li>○ 契約制度に掲載されている「【電子入札用】工事請負等競争入札等参加者心得（その2）〔予定価格を事前公表するもの〕」をよく確認すること。</li> <li>○ 本工事は、「建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事」です。</li> <li>○ 配置予定技術者等の指定については、別添「04 希望票提出時注意事項・監理技術者等.zip」を確認し、必要書類を添付してください。</li> <li>○ 配置予定技術者の雇用関係が確認できるものとして、健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にあらかじめマスキングを施してから提出すること。（詳細は別添「入札・契約手続きにおける健康保険被保険者証の写しの提出に係る取り扱いについて」のとおり。）</li> <li>○ 東京都保健医療局では、所管する施設・事業等の特殊性から、特記仕様書（図面含む）等を</li> </ul>

## 業務メニュー

- 東京都公報特定調達公告版
- 年間発注予定情報
- 発注予定情報
- 入札(見積)経過情報
- 入札結果一覧
- 競争入札参加有資格者名簿
- 入札参加資格関係



モバイル版は、発注予定情報と入札（見積）経過情報に対応しています。

## 関連ページへ

- 電子調達システム(TOP)
- 電子入札

	<p>公表しておりません。</p> <p>特記仕様書（図面含む）等については、指名通知時に送付いたしますので御留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴収し、それを踏まえた書面により、適切な額の請負代金での下請契約に努めてください。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めてください。【受注者の責務について(公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第8条)】</li> <li>○ 最低制限価格の算定方法において、本案件の予定価格が消費税率10%ですので、最低制限価格についても消費税率10%で計算してください。</li> <li>○ 指名等は令和6年1月11日（木曜日）までに行う予定です。</li> <li>○ 以下のとおり、現場確認日を設定する予定です。              現場確認受付：令和6年1月15日（月）11時まで（電話にて受付）              現場確認日：令和6年1月16日（火）確認時間等は前日に連絡予定です。</li> <li>○ 希望票の提出があっても、必ず指名されるとは限りませんのであらかじめ御了承ください。</li> </ul>
希望申請要件 - 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京都建設工事等競争入札参加資格を有し、業種0700「建築工事」の「D」の等級に格付けされていること。</li> <li>○ 希望申請に当たっては、添付ファイル「申込方法及び注意事項」ほかを参照すること。</li> </ul>
希望申請要件 - 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電子調達システムにおいて「希望票」を提出すること。</li> </ul>
希望申請要件 - 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たらないこと。）。</li> <li>○ 「東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）」第5条第1項の規定による排除措置期間中でないこと。</li> <li>○ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止期間中である者のほか、関係法令等に基づき東京都が行う競争入札への参加を禁止されている者ではないこと。</li> </ul>
希望申請要件 - 4	

## 業務メニュー

- 東京都公報特定調達公告版
- 年間発注予定情報
- 発注予定情報
- 入札(見積)経過情報
- 入札結果一覧
- 競争入札参加有資格者名簿
- 入札参加資格関係



モバイル版は、発注予定情報と入札（見積）経過情報に対応しています。

## 関連ページへ

- 電子調達システム(TOP)
- 電子入札

希望申請要件 - 5	
希望申請要件 - 6	

◀ 案件一覧画面へ戻る

発注予定情報に掲載されている各案件に関するお問い合わせ先 各局所担当部署まで  
画面操作に関するお問い合わせ先 東京都電子調達システムヘルプデスクまで

[別表7]

## 工事の発注標準金額に対応する等級

### 1 舗装工事(道路舗装工事)

等級	発注標準金額
A	2億円以上
B	8千万円以上 2億円未満
C	3千万円以上 8千万円未満
D	7百万円以上 3千万円未満
E	7百万円未満

### 2 土木工事(橋りょう工事、河川工事、水道施設工事、下水道施設工事及び一般土木工事)

等級	発注標準金額
A	3億5千万円以上
B	1億6千万円以上 3億5千万円未満
C	4千万円以上 1億6千万円未満
D	1千万円以上 4千万円未満
E	1千万円未満

### 3 建築工事

等級	発注標準金額
A	4億4千万円以上
B	2億2千万円以上 4億4千万円未満
C	6千万円以上 2億2千万円未満
D	1千6百万円以上 6千万円未満
E	1千6百万円未満

### 4 設備工事(電気工事、給排水衛生工事、空調工事)

等級	発注標準金額
A	5千5百万円以上
B	1千8百万円以上 5千5百万円未満
C	6百万円以上 1千8百万円未満
D	6百万円未満

<注意>

- 1 道路舗装工事については、8千万以上2億円未満の発注案件については、対応する等級をA及びBとし、この場合等級がAである有資格者は等級をBとして取扱います。
- 2 工事の性質により、それぞれの等級に対応する発注標準金額を超えて参加資格を認めることがあります。
- 3 金額は税込みです。

# 【参考資料4】

又は照会等に使用することがある。

5 申請内容の変更の届出 申請内容のうち、別途定める内容に変更があったときは、所定の手続により速やかに当該変更内容を届け出なければならない。

別表1 「等級算定表」

区分	客観点数	客観等級	主観点数	主観等級
表1	900点以上	A	2億点以上	A
	750点以上 900点未満	B	8,000万円以上 2億点未満	B
	650点以上 750点未満	C	3,000万円以上 8,000万円未満	C
	600点以上 650点未満	D	700万円以上 3,000万円未満	D
	600点未満	E	700万円未満	E
	表2	900点以上	A	3.5億点以上
750点以上 900点未満		B	1.6億点以上 3.5億点未満	B
650点以上 750点未満		C	4,000万円以上 1.6億点未満	C
600点以上 650点未満		D	1,000万円以上 4,000万円未満	D
600点未満		E	1,000万円未満	E
表3		900点以上	A	4.4億点以上
	750点以上 900点未満	B	2.2億点以上 4.4億点未満	B
	650点以上 750点未満	C	6,000万円以上 2.2億点未満	C
	600点以上 650点未満	D	1,600万円以上 6,000万円未満	D

表4	600点未満	E	1,600万円未満	E
	750点以上	A	5,500万円以上	A
	600点以上 750点未満	B	1,800万円以上 5,500万円未満	B
	500点以上 600点未満	C	600万円以上 1,800万円未満	C
	500点未満	D	600万円未満	D
表5	720点以上	A	1,000万円以上	A
	530点以上 720点未満	B	500万円以上 1,000万円未満	B
	480点以上 530点未満	C	100万円以上 500万円未満	C
	480点未満	D	100万円未満	D

別表2 「契約保証金免除額対照表」

区分	(1) 過去2年間の完成工事(業務)経歴の金額	(2) 客観等級	(3) 主観等級	(4) 同時格付の等級	契約保証金を免除する予定価格
表1	2億円以上	A	A	—	上限なし
	8,000万円以上 2億円未満	B	B	—	2億円未満まで
	3,000万円以上 8,000万円未満	C	C	—	8,000万円未満まで
	700万円以上 3,000万円未満	D	D	—	3,000万円未満まで
	700万円未満	E	E	—	700万円未満まで
表2	3億5千万円以上	A	A	A	上限なし
	1億6千万円以上 3億5千万円未満	B	B	B	3億5千万円未満まで
	4,000万円以上	C	C	C	1億6千

表3	1億6千万円未満				万円未満まで
	1,000万円以上 4,000万円未満	D	D	D	4,000万円未満まで
	1,000万円未満	E	E	E	1,000万円未満まで
表4	4億4千万円以上	A	A	—	上限なし
	2億2千万円以上 4億4千万円未満	B	B	—	4億4千万円未満まで
	6,000万円以上 2億2千万円未満	C	C	—	2億2千万円未満まで
	1,600万円以上 6,000万円未満	D	D	—	6,000万円未満まで
	1,600万円未満	E	E	—	1,600万円未満まで
表5	5,500万円以上	A	A	—	上限なし
	1,800万円以上 5,500万円未満	B	B	—	5,500万円未満まで
	600万円以上 1,800万円未満	C	C	—	1,800万円未満まで
	600万円未満	D	D	—	600万円未満まで
表6	1,000万円以上	A	A	—	上限なし
	500万円以上 1,000万円未満	B	B	—	1,000万円未満まで
	100万円以上 500万円未満	C	C	—	500万円未満まで
	100万円未満	D	D	—	100万円未満まで

別表3 「業種一覧表」

業種番号	業種名	申請に必要な条件		等級算定表(別表1)及び契約保証金免除額対照表(別表2)の区分
		東京都と契約する営業所において必要とする建設業許可の種類等(略号)	必要とする経審の種類(略号)	
01	道路舗装工事	舗	土・舗	表1
02	橋りょう工事	土	土	表2
03	河川工事	土	土	表2
04	水道施設工事	水	土・水	表2
05	下水道施設工事	土・水	土・舗・水	表2
06	一般土木工事	土・と	土・と・舗・水	表2
07	建築工事	建	建	表3
08	電気工事	電	電	表4
09	給排水衛生工事	管	管	表4
10	空調工事	管	管・機	表4
11	建築設計	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による建築士事務所の登録		表5
12	土木設計			表5
13	設備設計			表5
14	測量	測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による測量業者の登録		表5
15	地質調査			表5

16	さく井	井	井	表4
17	船舶 ※20トン以上の船舶の製造及び修繕を指す。	/		表2
19	しゅんせつ埋立て	しゅ	土・しゅ	表2
		※ポンプ船を保有していること。		
20	しゅんせつ	しゅ	土・しゅ	表2
		※しゅんせつ船を保有していること。		
21	潜かん	土	土	表2
22	軌道	土・電・鋼	土・電・鋼	表2
23	シールド工事	土・水	土・水	表2
24	推進工事	土・水	土・水	表2
25	地下鉄工事	土	土	表2
27	造園	園	園	表2
28	運動場施設	土・と	土・と	表2
29	コンクリートプレハブ	建	建	表2
30	鉄骨プレハブ	建	建	表2
		※自社で工場を保有していること。		
31(01)	解体工事	建・解	建・解	表2
31(02)	ひき家	建・と	建・と	表2
32	消火設備	消	管・機・通・消	表4
33	電話・通信	通	通	表4
34	拡声装置	通	通	表4
35	畳	内	内	表4

36	内装仕上	内・具	内・具	表4
37	一般塗装	塗	塗	表4
38	橋りょう塗装	塗	塗	表4
39	防水	左・防	左・防	表4
40	鉄骨架構	鋼	鋼	表2
		※自社で工場を保有していること。		
41	鋼けた	鋼	鋼	表2
		※自社で工場を保有していること。		
42	PCけた	土・と	土・と	表2
		※自社で工場を保有していること。		
43	水門扉	鋼	鋼	表2
		※自社で工場を保有していること。		
44	ポンプ据付け	機・井	機・井	表4
45	水処理装置	機・水・清	機・水・清	表2
46	焼却設備	タ・機・清	タ・機・清	表2
47	ボイラー	機	機	表4
48	エレベーター	機	機	表4
49	電車線架線	電	電	表4
50	地中線	電・通	電・通	表4
51	鉄道信号装置	電・機・通	電・機・通	表4
52	計装装置	機・通	機・通	表4
53	沈砂池・沈殿池 機械設備工事	機・水	機・水	表4
55	送風機機械設備工事	機	機	表4
56	ばっ気槽散気設備工事	機・水	機・水	表4

57	汚泥脱水設備 工事	機・水	機・水	表 4
58	消化槽機械設 備工事	機	機	表 4
59	ガス貯留設備 工事	機	機	表 4
60	公設ます工事	土・と	土・と	表 4
61	水道管更生工事	管及び水 (両方が必 要)	管・水	表 4
62	石綿処理	建・と・ 塗・内	建・と・ 塗・内	表 4
		石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)に規定する石綿作業主任者(特定化学物質等作業主任者(平成18年3月31日までに取得した者)を含む。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者を直接的かつ恒常的に雇用していること。		
63	機械器具設置	機	機	表 4
64	屋根	屋	屋・防・建	表 4
66	金網さく	と・鋼	と・鋼・建	表 4
67	板金	板	板・鋼	表 4
68	サッシュ	具	具・建	表 4
69	シャッター	具	具・機・建	表 4
70	起重機	機	機	表 4

72	冷凍・冷蔵庫 工事	管・機	管・機・絶	表 4
73	グラウト	土・と・防	土・と・防	表 2
74	道路標識設置	土・と・ 電・通	土・と・ 電・塗・ 機・通	表 4
75	道路標示塗装	塗	土・と・ 塗・機	表 4
76	ガードレール	土・と	土・と	表 4
77	モルタル吹付け	土・左・ と・防	土・左・ と・防	表 4
78	植生	土・と・園	土・と・園	表 4
79	運動器具設置	と・機・園	と・機・園	表 4
80	テレビ共聴工事	通	通・電	表 4
81	防音壁・しゃ 音壁	土・建・と	土・建・と	表 4
82	舞台装置	電・機	電・機・建	表 4
84	と場施設	鋼・機	鋼・機・土	表 4
86	ガソリンスタ ンド	建・鋼・機	建・鋼・ 機・土	表 2
87	PCタンク	土・と	土・と	表 4
91	すべり止め舗装	土・舗	土・舗・塗	表 4
92	樹脂塗装	塗・防	塗・防	表 4
93	陸上信号機	電・機・通	電・機・通	表 4
94	伸縮継手	土・と・鋼	土・と・ 鋼・左・ 塗・機	表 4
95	鉄鋼加工	鋼	鋼・機・建	表 4
96	ウェルポイント	土・と	土・と	表 4
97	パイプライン ング	管	管	表 4
98	脱硫・脱臭	機・水	機・水	表 4

99 (01)	基準タンク	鋼・機	鋼・機	表 4
99 (02)	安全溝設置	と	と	表 4
99 (04)	空気搬送	機	機	表 4
99 (06)	床版補強	土・と・鋼	土・と・鋼	表 4
99 (07)	電源設備	電・通	電・通	表 4
99 (08)	発電設備	電・機	電・機	表 4
99 (09)	電気防食	電・塗	電・塗	表 4
99 (10)	給湯器・浴槽 設備工事	管	管	表 4
99 (11)	床仕上	内	内	表 4
99 (12)	放射線防御	内	内	表 4
99 (14)	飛散防止工事	ガ・内	ガ・内	表 4
99 (15)	ろ過層処理			表 4
99 (17)	厨房	管	管	表 4
99 (20)	石工事	石	石	表 4
99 (23)	自動ドア装置	具	具	表 4
99 (24)	強化樹脂板取付	建・と・屋	建・と・屋	表 4
99 (25)	医療ガス配管	管	管	表 4
99 (26)	高圧ガス配管	管	管	表 4

99 (30)	集じん装置	機・清	機・清	表4
99 (33)	タイル工事	タ	タ	表4

上表の「申請に必要な条件」欄内に2以上の建設業の種類が示されている場合は、「及び」の表記があるものを除き、いずれか1種類について建設業の許可及び経審の総合評定値(P)を有していればよいものとする。

略号の表記

上表における略号は、建設業法に基づく下表の建設業の種類を表したものである。

略号	建設業の種類
土	土木工事業
建	建築工事業
左	左官工事業
と	とび・土工工事業
石	石工事業
屋	屋根工事業
電	電気工事業
管	管工事業
タ	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼	鋼構造物工事業
舗	舗装工事業
しゅ	しゅんせつ工事業
板	板金工事業
ガ	ガラス工事業
塗	塗装工事業
防	防水工事業
内	内装仕上工事業

機	機械器具設置工事業
絶	熱絶縁工事業
通	電気通信工事業
園	造園工事業
井	さく井工事業
具	建具工事業
水	水道施設工事業
消	消防施設工事業
清	清掃施設工事業
解	解体工事業

別表4 「発注者の区分」

主観的審査事項において申請する最高完成工事(業務)経歴の発注者については、次表に該当するものでなければならない。

発注者区分	該当するもの
東京都	東京都の知事部局、行政委員会、公営企業局、公社・財団等の政策連携団体(ただし、株式会社を除く。)、東京都が設立する地方独立行政法人、職員共済組合事務局及び一般財団法人東京都人材支援事業団
他官公庁	国及び地方自治体(東京都に該当するものを除く。)のほか、印紙税法(昭和42年法律第23号)第5条に規定する別表第二に掲げる非課税法人
民間	東京都又は他官公庁のいずれにも属さないもの

## 4 総合評定値(P)の計算方法

**総合評定値(P) =  $0.25(X_1) + 0.15(X_2) + 0.20(Y) + 0.25(Z) + 0.15(W)$**

※小数点以下の端数がある場合は、これを四捨五入する。

### 〔1〕 X<sub>1</sub> (工事種別年間平均完成工事高)

■許可を受けた建設業に係る建設工事の種別年間平均完成工事高の評点

▼X<sub>1</sub>の評点は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、建設業の種類毎に直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を選択することはできず、すべて同一の方法によらなければならない。

(表 1)

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種別 年間平均完成工事高	評点
(1)	1,000億円以上	2,309
(2)	800億円以上 1,000億円未満	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
(3)	600億円以上 800億円未満	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
(4)	500億円以上 600億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
(5)	400億円以上 500億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(6)	300億円以上 400億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(7)	250億円以上 300億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
(8)	200億円以上 250億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(9)	150億円以上 200億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(10)	120億円以上 150億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$
(11)	100億円以上 120億円未満	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$
(12)	80億円以上 100億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$
(13)	60億円以上 80億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$
(14)	50億円以上 60億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(15)	40億円以上 50億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(16)	30億円以上 40億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$
(17)	25億円以上 30億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$
(18)	20億円以上 25億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$
(19)	15億円以上 20億円未満	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$
(20)	12億円以上 15億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$
(21)	10億円以上 12億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$
(22)	8億円以上 10億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$
(23)	6億円以上 8億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$
(24)	5億円以上 6億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$
(25)	4億円以上 5億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$
(26)	3億円以上 4億円未満	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$
(27)	2億5,000万円以上 3億円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$
(28)	2億円以上 2億5,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$
(29)	1億5,000万円以上 2億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$
(30)	1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$
(31)	1億円以上 1億2,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$
(32)	8,000万円以上 1億円未満	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$
(33)	6,000万円以上 8,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$
(34)	5,000万円以上 6,000万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 565$
(35)	4,000万円以上 5,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$
(36)	3,000万円以上 4,000万円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$
(37)	2,500万円以上 3,000万円未満	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$
(38)	2,000万円以上 2,500万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$
(39)	1,500万円以上 2,000万円未満	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$
(40)	1,200万円以上 1,500万円未満	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$
(41)	1,000万円以上 1,200万円未満	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$
(42)	1,000万円未満	$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$

注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

## ② X<sub>2</sub> (自己資本額及び利益額)

### ■自己資本額及び平均利益額に係る評点

X<sub>2</sub>の評点は、自己資本額の点数(X<sub>21</sub>)及び平均利益額の点数(X<sub>22</sub>)の合計点数を2で除した数値(小数点以下切り捨て)として求める。

**計算式: X<sub>2</sub>評点 = { 自己資本額の点数(X<sub>21</sub>) + 平均利益額の点数(X<sub>22</sub>) } ÷ 2**

注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

### (1)自己資本額(X<sub>21</sub>)

▼自己資本額の点数(X<sub>21</sub>)は、自己資本の額(=純資産合計の額)又は平均自己資本額(2期平均)を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、自己資本の額が0円に満たない場合は0円とみなす。

(表2)

区分	自己資本の額又は平均自己資本額		点 数
(1)	3,000億円以上		2114
(2)	2,500億円以上	3,000億円未満	63 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 + 1,736
(3)	2,000億円以上	2,500億円未満	73 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 + 1,686
(4)	1,500億円以上	2,000億円未満	91 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 + 1,614
(5)	1,200億円以上	1,500億円未満	66 × (自己資本額) ÷ 30,000,000 + 1,557
(6)	1,000億円以上	1,200億円未満	53 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 + 1,503
(7)	800億円以上	1,000億円未満	61 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 + 1,463
(8)	600億円以上	800億円未満	75 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 + 1,407
(9)	500億円以上	600億円未満	46 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 + 1,356
(10)	400億円以上	500億円未満	53 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 + 1,321
(11)	300億円以上	400億円未満	66 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 + 1,269
(12)	250億円以上	300億円未満	39 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 + 1,233
(13)	200億円以上	250億円未満	47 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 + 1,193
(14)	150億円以上	200億円未満	57 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 + 1,153
(15)	120億円以上	150億円未満	42 × (自己資本額) ÷ 3,000,000 + 1,114
(16)	100億円以上	120億円未満	33 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 + 1,084
(17)	80億円以上	100億円未満	39 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 + 1,054
(18)	60億円以上	80億円未満	47 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 + 1,022
(19)	50億円以上	60億円未満	29 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 + 989
(20)	40億円以上	50億円未満	34 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 + 964
(21)	30億円以上	40億円未満	41 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 + 936
(22)	25億円以上	30億円未満	25 × (自己資本額) ÷ 500,000 + 909
(23)	20億円以上	25億円未満	29 × (自己資本額) ÷ 500,000 + 889
(24)	15億円以上	20億円未満	36 × (自己資本額) ÷ 500,000 + 861
(25)	12億円以上	15億円未満	27 × (自己資本額) ÷ 300,000 + 834
(26)	10億円以上	12億円未満	21 × (自己資本額) ÷ 200,000 + 816
(27)	8億円以上	10億円未満	24 × (自己資本額) ÷ 200,000 + 801
(28)	6億円以上	8億円未満	30 × (自己資本額) ÷ 200,000 + 777
(29)	5億円以上	6億円未満	18 × (自己資本額) ÷ 100,000 + 759
(30)	4億円以上	5億円未満	21 × (自己資本額) ÷ 100,000 + 744
(31)	3億円以上	4億円未満	27 × (自己資本額) ÷ 100,000 + 720
(32)	2億5,000万円以上	3億円未満	15 × (自己資本額) ÷ 50,000 + 711
(33)	2億円以上	2億5,000万円未満	19 × (自己資本額) ÷ 50,000 + 691
(34)	1億5,000万円以上	2億円未満	23 × (自己資本額) ÷ 50,000 + 675
(35)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	16 × (自己資本額) ÷ 30,000 + 664
(36)	1億円以上	1億2,000万円未満	13 × (自己資本額) ÷ 20,000 + 650
(37)	8,000万円以上	1億円未満	16 × (自己資本額) ÷ 20,000 + 635
(38)	6,000万円以上	8,000万円未満	19 × (自己資本額) ÷ 20,000 + 623
(39)	5,000万円以上	6,000万円未満	11 × (自己資本額) ÷ 10,000 + 614
(40)	4,000万円以上	5,000万円未満	14 × (自己資本額) ÷ 10,000 + 599
(41)	3,000万円以上	4,000万円未満	16 × (自己資本額) ÷ 10,000 + 591
(42)	2,500万円以上	3,000万円未満	10 × (自己資本額) ÷ 5,000 + 579
(43)	2,000万円以上	2,500万円未満	12 × (自己資本額) ÷ 5,000 + 569
(44)	1,500万円以上	2,000万円未満	14 × (自己資本額) ÷ 5,000 + 561
(45)	1,200万円以上	1,500万円未満	11 × (自己資本額) ÷ 3,000 + 548
(46)	1,000万円以上	1,200万円未満	8 × (自己資本額) ÷ 2,000 + 544
(47)	1,000万円未満		223 × (自己資本額) ÷ 10,000 + 361

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

## (2)平均利益額(X<sub>22</sub>)

▼平均利益額の点数(X<sub>22</sub>)は、利払前税引前償却前利益(営業利益+減価償却実施額)の2年平均の額を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、利払前税引前償却前利益の平均の額が0円に満たない場合は、0円とみなす。

(表 3)

区分	平均利益額		点 数
(1)	300億円以上		2447
(2)	250億円以上	300億円未満	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
(3)	200億円以上	250億円未満	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
(4)	150億円以上	200億円未満	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
(5)	120億円以上	150億円未満	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
(6)	100億円以上	120億円未満	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
(7)	80億円以上	100億円未満	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
(8)	60億円以上	80億円未満	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
(9)	50億円以上	60億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
(10)	40億円以上	50億円未満	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
(11)	30億円以上	40億円未満	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
(12)	25億円以上	30億円未満	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
(13)	20億円以上	25億円未満	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
(14)	15億円以上	20億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
(15)	12億円以上	15億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
(16)	10億円以上	12億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
(17)	8億円以上	10億円未満	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
(18)	6億円以上	8億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
(19)	5億円以上	6億円未満	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
(20)	4億円以上	5億円未満	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
(21)	3億円以上	4億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
(22)	2億5,000万円以上	3億円未満	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
(23)	2億円以上	2億5,000万円未満	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
(24)	1億5,000万円以上	2億円未満	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
(25)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
(26)	1億円以上	1億2,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
(27)	8,000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
(28)	6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
(29)	5,000万円以上	6,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(30)	4,000万円以上	5,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(31)	3,000万円以上	4,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
(32)	2,500万円以上	3,000万円未満	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
(33)	2,000万円以上	2,500万円未満	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
(34)	1,500万円以上	2,000万円未満	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
(35)	1,200万円以上	1,500万円未満	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
(36)	1,000万円以上	1,200万円未満	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
(37)	1,000万円未満		$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

### [3] Y (経営状況分析)

#### ■経営状況の評点

▼Yの評点は、以下の経営状況分析の8指標の数値をもとに『経営状況点数(A)』の算式によって算出した点数を『経営状況の評点(Y)』の算式に当てはめて求める。

(表4) 経営状況分析の8指標

属性	記号	経営状況分析の指標 〔( )内はY評点への寄与度〕	算出式	上限値	下限値
負債 抵抗力	X1	純支払利息比率 (29.9%)	(支払利息－受取利息配当金)／売上高×100	5.1 %	-0.3 %
	X2	負債回転期間 (11.4%)	(流動負債＋固定負債)／(売上高÷12)	18.0 ヵ月	0.9 ヵ月
収益性 ・効率性	X3	総資本売上総利益率 (21.4%)	売上総利益／※総資本(2期平均)×100	63.6 %	6.5 %
	X4	売上高経常利益率 (5.7%)	経常利益／売上高×100	5.1 %	-8.5 %
財務 健全性	X5	自己資本対固定資産比率 (6.8%)	自己資本／固定資産×100	350.0 %	-76.5 %
	X6	自己資本比率 (14.6%)	自己資本／総資本×100	68.5 %	-68.6 %
絶対的 力量	X7	営業キャッシュ・フロー (5.7%)	営業キャッシュ・フロー／1億※(2年平均)	15.0 億円	-10.0 億円
	X8	利益剰余金 (4.4%)	利益剰余金／1億	100.0 億円	-3.0 億円

注)

- ・X<sub>1</sub>及びX<sub>2</sub>については、数値が小さいほど評点に対してプラスの影響を及ぼす指標。
- ・X<sub>3</sub>については、総資本を2期平均とし、さらにその平均の額が3000万円未満の場合は3000万円とみなして計算する。また、個人の場合は、売上総利益を完成工事総利益と読み替える。
- ・X<sub>4</sub>について、個人の場合は、経常利益を事業主利益と読み替える。
- ・X<sub>7</sub>については、営業キャッシュ・フローの額を1億で除した数値の2年平均とする。

#### 【営業キャッシュ・フローの計算】

営業キャッシュ・フロー = 経常利益＋減価償却実施額－法人税、住民税及び事業税 ± 引当金(貸倒引当金)増減額 ± 売掛債権(受取手形＋完成工事未収入金)増減額 ± 仕入債務(支払手形＋工事未払金)増減額 ± 棚卸資産(未成工事支出金＋材料貯蔵品)増減額 ± 受入金(未成工事受入金)増減額

- ・X<sub>8</sub>について、個人の場合は、利益剰余金を純資産合計と読み替える。
- ・X<sub>1</sub>～X<sub>8</sub>の数値について、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{○経営状況点数(A)} = -0.4650 \times X_1 - 0.0508 \times X_2 + 0.0264 \times X_3 + 0.0277 \times X_4 + 0.0011 \times X_5 + 0.0089 \times X_6 + 0.0818 \times X_7 + 0.0172 \times X_8 + 0.1906$$

※小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{○経営状況の評点(Y)} = 167.3 \times A + 583 \quad (\text{最高点 1595 点, 最低点 0 点})$$

※小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。

**〔4〕 Z（技術職員数及び元請完成工事高）**

■許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の評点

▼Zの評点は、技術職員の数と元請完成工事高の点数に5分の4を乗じたものと元請完成工事高の点数に5分の1を乗じたものの合計(小数点以下切り捨て)として求める。

**計算式:Z評点 = { 技術職員の数×0.8 } + { 元請完成工事高×0.2 }**

注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

**(1)技術職員の数(Z<sub>1</sub>)**

▼技術職員の数(Z<sub>1</sub>)は、許可を受けた建設業の種類毎に次の算式により「技術職員数値」を算出し、当該数値を以下のテーブル表に当てはめて求める。

**技術職員数値 = 1級監理受講者数×6 + 1級技術者数×5 + 監理技術者補佐×4 + 基幹技能者数×3 + 2級技術者数×2 + その他技術者数×1**

※1級監理受講者とは、1級技術者であって、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けているもの(ただし、直前5年以内に講習を受講したものに限る)。

※基幹技能者は、登録基幹技能者講習を修了したもの。

▼ただし、1人の職員につき技術職員として申請できるのは、2業種まで。

(表 5)

区分	技術職員数値		点 数
(1)	15,500以上		2335
(2)	11,930以上	15,500未満	62×(技術職員数値)÷3,570+2,065
(3)	9,180以上	11,930未満	63×(技術職員数値)÷2,750+1,998
(4)	7,060以上	9,180未満	62×(技術職員数値)÷2,120+1,939
(5)	5,430以上	7,060未満	62×(技術職員数値)÷1,630+1,876
(6)	4,180以上	5,430未満	63×(技術職員数値)÷1,250+1,808
(7)	3,210以上	4,180未満	63×(技術職員数値)÷970+1,747
(8)	2,470以上	3,210未満	62×(技術職員数値)÷740+1,686
(9)	1,900以上	2,470未満	62×(技術職員数値)÷570+1,624
(10)	1,460以上	1,900未満	63×(技術職員数値)÷440+1,558
(11)	1,130以上	1,460未満	63×(技術職員数値)÷330+1,488
(12)	870以上	1,130未満	62×(技術職員数値)÷260+1,434
(13)	670以上	870未満	63×(技術職員数値)÷200+1,367
(14)	510以上	670未満	62×(技術職員数値)÷160+1,318
(15)	390以上	510未満	63×(技術職員数値)÷120+1,247
(16)	300以上	390未満	62×(技術職員数値)÷90+1,183
(17)	230以上	300未満	63×(技術職員数値)÷70+1,119
(18)	180以上	230未満	62×(技術職員数値)÷50+1,040
(19)	140以上	180未満	62×(技術職員数値)÷40+984
(20)	110以上	140未満	63×(技術職員数値)÷30+907
(21)	85以上	110未満	63×(技術職員数値)÷25+860
(22)	65以上	85未満	62×(技術職員数値)÷20+810
(23)	50以上	65未満	62×(技術職員数値)÷15+742
(24)	40以上	50未満	63×(技術職員数値)÷10+633
(25)	30以上	40未満	63×(技術職員数値)÷10+633
(26)	20以上	30未満	62×(技術職員数値)÷10+636
(27)	15以上	20未満	63×(技術職員数値)÷5+508
(28)	10以上	15未満	62×(技術職員数値)÷5+511
(29)	5以上	10未満	63×(技術職員数値)÷5+509
(30)		5未満	62×(技術職員数値)÷5+510

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

## (2)元請完成工事高(Z<sub>2</sub>)

▼元請完成工事高の点数(Z<sub>2</sub>)は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均元請完成工事高を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、直前2年平均又は直前3年平均の選択については、X<sub>1</sub>(完成工事高)の方法と同一でなければならない。

(表6)

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別 年間平均元請完成工事高	点数
(1)	1,000億円以上	2,865
(2)	800億円以上 1,000億円未満	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
(3)	600億円以上 800億円未満	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
(4)	500億円以上 600億円未満	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
(5)	400億円以上 500億円未満	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
(6)	300億円以上 400億円未満	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
(7)	250億円以上 300億円未満	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
(8)	200億円以上 250億円未満	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
(9)	150億円以上 200億円未満	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
(10)	120億円以上 150億円未満	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
(11)	100億円以上 120億円未満	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
(12)	80億円以上 100億円未満	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
(13)	60億円以上 80億円未満	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
(14)	50億円以上 60億円未満	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
(15)	40億円以上 50億円未満	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
(16)	30億円以上 40億円未満	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
(17)	25億円以上 30億円未満	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
(18)	20億円以上 25億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
(19)	15億円以上 20億円未満	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
(20)	12億円以上 15億円未満	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
(21)	10億円以上 12億円未満	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
(22)	8億円以上 10億円未満	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
(23)	6億円以上 8億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
(24)	5億円以上 6億円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
(25)	4億円以上 5億円未満	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
(26)	3億円以上 4億円未満	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
(27)	2億5,000万円以上 3億円未満	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
(28)	2億円以上 2億5,000万円未満	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
(29)	1億5,000万円以上 2億円未満	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$
(30)	1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
(31)	1億円以上 1億2,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
(32)	8,000万円以上 1億円未満	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
(33)	6,000万円以上 8,000万円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
(34)	5,000万円以上 6,000万円未満	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
(35)	4,000万円以上 5,000万円未満	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$
(36)	3,000万円以上 4,000万円未満	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$
(37)	2,500万円以上 3,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$
(38)	2,000万円以上 2,500万円未満	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$
(39)	1,500万円以上 2,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$
(40)	1,200万円以上 1,500万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$
(41)	1,000万円以上 1,200万円未満	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$
(42)	1,000万円未満	$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

〔5〕 W（その他社会性等）

■その他の審査項目（社会性等）の評点

▼Wの評点は、次のW1からW8の合計点数に「10×190/200」を乗じた数値として求める。

- 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組状況（W<sub>1</sub>）
- 建設業の営業継続の状況（W<sub>2</sub>）
- 防災活動への貢献の状況（W<sub>3</sub>）
- 法令遵守の状況（W<sub>4</sub>）
- 建設業の経理の状況（W<sub>5</sub>）
- 研究開発費の状況（W<sub>6</sub>）
- 建設機械の保有状況（W<sub>7</sub>）
- 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証または登録の状況（W<sub>8</sub>）

● 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組状況（W1）

▼建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組状況は、いかにより求める。

計算式：建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組状況（W1）＝A＋B

【加点評価される場合】

表7-1

A	建設業退職金共済制度加入の有無	15
	退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	15
	法定外労働災害補償制度加入の有無	15
	若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況（Ⅰ）	2
	知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況（Ⅱ）	10
	ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（Ⅲ）	5
	建設工事に従事する者の就業規則を蓄積するために必要な措置の実施状況（Ⅳ）	15

【減点評価される場合】

表7-2

B	雇用保険加入の有無	-40
	健康保険加入の有無	-40
	厚生年金保険加入の有無	-40

（Ⅰ）若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

▼若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況については、審査基準日時点における技術職員名簿に記載された若年技術職員の人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した値が0.15以上である場合に、以下のテーブル表に基づき求める。

▼新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、審査基準日において、若年技術職員のうち審査対象年において新規に技術職員となった人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した値が0.01以上である場合に、以下のテーブル表に基づき求める。

▼新規に技術職員となった人数については、技術職員名簿に記載された技術職員のうち、前回の経営規模等評価を受けた際の審査基準日（以下「前審査基準日」という。）における技術職員名簿に記載されておらず、新規に技術職員名簿に記載された35歳未満の者の数を確認することをもって審査することとする。ただし、前年の経営規模等評価を受けていない場合、事業年度の変更を行った場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合又は建設業を譲り受けた場合等、前審査基準日が審査基準日の前年同日でない場合、その他審査対象年における新規の技術職員を判断するに当たって比較可能な技術職員名簿が存在しない場合には、審査対象年内に新規に技術職員となったことが明らかである者について評価することとする。

表8-1

若年技術者の組織的な育成及び確保		点数
(1)	該当	1
(2)	非該当	0

表8-2

新規若年技術者の育成及び確保		点数
(1)	該当	1
(2)	非該当	0

## (Ⅱ) 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

▼知識及び技術又は技術の向上に関する取組の状況の点数は、以下の算式に基づいて算出した数字を以下のテーブル表に基づき求める。

$$\text{計算式：} \frac{Z_1}{Z_1 + Z_2} \times Z_3 + \frac{Z_2}{Z_1 + Z_2} \times Z_4$$

Z<sub>1</sub>の数値は、技術者数。

技術者数は監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級及び二級技士補の数の合計とする。

Z<sub>2</sub>の数値は、技能者数。

技能者数は、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者とする。（但し、主任技術者や監理技術者として管理に係る業務のみに従事する者を除く。）

Z<sub>3</sub>の数値は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前1年間に技術者が取得したCPD単位数の合計値を技術者数で除した数値が3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、30の場合は10とする。

Z<sub>4</sub>の数値は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に能力評価基準により受けた評価の区分が審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数を、技能者数から審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数（控除対象者数）を除いた数で除した数値を百分率で表した数値が1.5%未満の場合は0、1.5%以上3%未満の場合は1、3%以上4.5%未満の場合は2、4.5%以上6%未満の場合は3、6%以上7.5%未満の場合は4、7.5%以上9%未満の場合は5、9%以上10.5%未満の場合は6、10.5%以上12%未満の場合は7、12%以上13.5%未満の場合は8、13.5%以上15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。

なお、能力評価基準により評価を受けていない者については、最も低位の区分に評価されているものとする。

また、技能者数から控除対象者数を除いた数値が0である場合、Z<sub>4</sub>の数値は0とする。

表9

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況		点数
(1)	10	10
(2)	9以上10未満	9
(3)	8以上9未満	8
(4)	7以上8未満	7
(5)	6以上7未満	6
(6)	5以上6未満	5
(7)	4以上5未満	4
(8)	3以上4未満	3
(9)	2以上1未満	2
(10)	1以上2未満	1
(11)	1未満	0

## (Ⅲ) ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

▼ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況については、審査基準日以前に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づくえるぼし認定（第1段階）、えるぼし認定（第2段階）、えるぼし認定（第3段階）若しくはプラチナえるぼし認定、次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん認定、トライくるみん認定若しくはプラチナくるみん認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得しており、かつ、審査基準日において、認定取消又は事態がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められていることが確認できる場合に加点する。

なお、複数の認定を取得している場合は、最も点数の高いものを評価する。

表10

ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況		点数
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし（第3段階）	4
	えるぼし（第2段階）	3
	えるぼし（第1段階）	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若年雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4
無		0

(IV) 建設工事に従事する者の就業規則を蓄積するために必要な措置の実施状況

※ 令和5年8月14日以降の審査基準日で申請するものから適用となる。

▼建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況については、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った(1)に掲げる審査対象工事において、(2)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施しており、かつ、別記様式第6号に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書を提出する場合に加点して審査する。

(1) 審査対象工事とは、建設行法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事、防災協定に基づき行う災害応急対策もしくはすでに締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策以外の日本国内における全ての建設工事をいう。

(2) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは建設キャリアアップシステムにおける現場契約情報の作成及び登録を実施しており、かつ、建設工事に従事する者が建設キャリアアップシステムへの直接入力によらない方法で建設キャリアアップシステム上に就業入履歴を蓄積できる体制を整備することをいう。

ただし、審査基準日1年のうちに、(1)に掲げる審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には加点対象としないものとする。

表11

建設工事に従事する者の就業規則を蓄積するために必要な措置の実施状況		点数
(1)	民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施	15
(2)	全ての公共工事で該当措置を実施	10
(3)	上記以外	0

## ● 建設業の営業継続の状況 (W<sub>2</sub>)

### (1) 営業年数

▼建設業の営業年数の点数(W<sub>2</sub>)は、建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた時より起算するものとする。

▼ただし、営業休止期間は営業年数から控除しなければならない。

表12

	営業年数	点数		営業年数	点数
(1)	35年以上	60	(17)	19年	28
(2)	34年	58	(18)	18年	26
(3)	33年	56	(19)	17年	24
(4)	32年	54	(20)	16年	22
(5)	31年	52	(21)	15年	20
(6)	30年	50	(22)	14年	18
(7)	29年	48	(23)	13年	16
(8)	28年	46	(24)	12年	14
(9)	27年	44	(25)	11年	12
(10)	26年	42	(26)	10年	10
(11)	25年	40	(27)	9年	8
(12)	24年	38	(28)	8年	6
(13)	23年	36	(29)	7年	4
(14)	22年	34	(30)	6年	2
(15)	21年	32	(31)	5年以下	0
(16)	20年	30			

(2) 民事再生法又は会社更生法の適用の有無

▼平成23年4月1日以降の申し立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合に、民事再生法又は会社更生法の適用有りとして減点して審査するものとする。

表13

民事再生法又は会社更生法の適用の有無		点数
(1)	無	0
(2)	有	-60

● 防災活動への貢献の状況 (W<sub>3</sub>)

▼防災協定締結の有無の点数 (W<sub>3</sub>) は、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めた防災協定を締結している場合に20点として求める。

表14

防災協定の有無		点数
(1)	有	20
(2)	無	0

● 法令遵守の状況 (W<sub>4</sub>)

▼法令遵守の状況の点数 (W<sub>4</sub>) は、審査対象年に建設業法第28条の規定により指示され、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に、以下のテーブル表に基づき求める。

表15

法令遵守の状況		点数
(1)	無	0
(2)	指示をされた場合	-15
(3)	営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30

● 建設業の経理の状況 (W<sub>5</sub>)

▼建設業の経理の状況の点数 (W<sub>5</sub>) は、監査の受審状況 (1) 及び公認会計士等数 (2) の点数の合計として求める。

計算式：監査の受審状況の点数 (1) + 公認会計士等数の点数 (2)

▼監査受審状況の点数 (1) は、以下の区分のいずれかの場合に加点する。

表16

監査の受審状況		点数
(1)	会計監査人の設置	20
(2)	会計参与の設置	10
(3)	経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
(4)	無	0

注) 区分 (3) の場合に確認・署名する経理実務責任者は、告示第一の四の5の (二) のイに規定する公認会計士等 (登録経理試験1級合格者含む) である。

▼公認会計士等数の点数（2）は、次の算式により「公認会計士等数値」を算出し、以下のテーブル表に当てはめて求める。

$$\text{計算式：公認会計士等の数（登録経理試験1級合格者等を含む）} \times 1 \\ + \text{登録経理試験2級合格者等の数} \times 0.4$$

表17

項目 区分 点数	公認会計士等数値					
	(1) 10点	(2) 8点	(3) 6点	(4) 4点	(5) 2点	(6) 0点
年間平均完成工事高 600億円以上	13.6 以上	10.8 以上 13.6 未満	7.2 以上 10.8 未満	5.2 以上 7.2 未満	2.8 以上 5.2 未満	2.8 未満
150億円以上 600億未満	8.8 以上	6.8 以上 8.8 未満	4.8 以上 6.8 未満	2.8 以上 4.8 未満	1.6 以上 2.8 未満	1.6 未満
40億円以上 150億円未満	4.4 以上	3.2 以上 4.4 未満	2.4 以上 3.2 未満	1.2 以上 2.4 未満	0.8 以上 1.2 未満	0.8 未満
10億円以上 40億円未満	2.4 以上	1.6 以上 2.4 未満	1.2 以上 1.6 未満	0.8 以上 1.2 未満	0.4 以上 0.8 未満	0.4 未満
1億円以上 10億円未満	1.2 以上	0.8 以上 1.2 未満	0.4 以上 0.8 未満	-	-	0
1億円未満	0.4 以上	-	-	-	-	0

● 研究開発費の状況 (W6)

▼研究開発の状況の点数 (W6) は、研究開発費の額の平均の額を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限る。

表18

	平均研究開発費の額		点数
(1)	100 億円以上		<b>25</b>
(2)	75 億円以上	100 億円以上	<b>24</b>
(3)	50 億円以上	75 億円以上	<b>23</b>
(4)	30 億円以上	50 億円以上	<b>22</b>
(5)	20 億円以上	30 億円以上	<b>21</b>
(6)	19 億円以上	20 億円以上	<b>20</b>
(7)	18 億円以上	19 億円以上	<b>19</b>
(8)	17 億円以上	18 億円以上	<b>18</b>
(9)	16 億円以上	17 億円以上	<b>17</b>
(10)	15 億円以上	16 億円以上	<b>16</b>
(11)	14 億円以上	15 億円以上	<b>15</b>
(12)	13 億円以上	14 億円以上	<b>14</b>
(13)	12 億円以上	13 億円以上	<b>13</b>
(14)	11 億円以上	12 億円以上	<b>12</b>
(15)	10 億円以上	11 億円以上	<b>11</b>
(16)	9 億円以上	10 億円以上	<b>10</b>
(17)	8 億円以上	9 億円以上	<b>9</b>
(18)	7 億円以上	8 億円以上	<b>8</b>
(19)	6 億円以上	7 億円以上	<b>7</b>
(20)	5 億円以上	6 億円以上	<b>6</b>
(21)	4 億円以上	5 億円以上	<b>5</b>
(22)	3 億円以上	4 億円以上	<b>4</b>
(23)	2 億円以上	3 億円以上	<b>3</b>
(24)	1 億円以上	2 億円以上	<b>2</b>
(25)	5,000 万円以上	1 億円以上	<b>1</b>
(26)	5,000 万円未満		<b>0</b>

● 建設機械の保有状況 (W<sub>7</sub>)

▼建設機械とは、建設機械抵当法施行令別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証のシヤチあの形状欄に「ダンプ」、「ダンプトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締め固めよう機械及び同表第6号に掲げる解体用機械をいうものである。

▼建設機械の保有状況は、審査基準日において、建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7ヶ月以上の試用期間が定められているリース契約を締結しており、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締め固めよう機械及び解体用機械については労働安全衛生法第45条第2項に規定する特定自主検査、ダンプ車については道路運送車両法第58条第1項に規定する国土交通大臣の行う検査、移動式クレーンについては労働安全衛生法第38条第1項に規定する製造時等検査又は同法第41条第2項に規定する性能検査が行われている場合に、その合計台数を以下のテーブル表に当てはめて求める。

表19

	建設機械の所有及びリース台数	点数
(1)	15台以上	15
(2)	14台	15
(3)	13台	14
(4)	12台	14
(5)	11台	13
(6)	10台	13
(7)	9台	12
(8)	8台	12
(9)	7台	11
(10)	6台	10
(11)	5台	9
(12)	4台	8
(13)	3台	7
(14)	2台	6
(15)	1台	5
(16)	0台	0

● 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証または登録の状況 (W<sub>8</sub>)

▼国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況については、審査基準日において、一般財団法人持続性推進機構によってエコアクション21の認証を受けている場合又は財団法人日本適合性認定協会もしくは同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査期間によって国際標準化機構第9001号 (ISO9001) 若しくは第14001号 (ISO14001) の規格による登録を受けている場合に以下のテーブル表に基づき求める。

▼認証範囲に建設業が含まれていない婆及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合には、加対象としないものとする。

表20

	監査の受審状況	点数
(1)	第9001号 及び 第14001号	10
(2)	第9001号 及び エコアクション21	8
(3)	第9001号	5
(4)	第14001号	5
(5)	エコアクション21	3
(6)	無	0